

# 第 1 回

## 逗子市情報公開運営審議会

令和3年7月12日（月）

逗子市総務部情報公開課

令和3年度第1回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和3年7月12日（月）

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第3会議室

議 題

- (1) 正副会長の互選について
- (2) 逗子市の情報公開制度の特徴について
- (3) 令和2年度情報公開制度の運用状況について（報告）
- (4) その他

出 席 委 員（7名）

|       |           |
|-------|-----------|
| 会 長   | 稲 葉 大 策   |
| 副 会 長 | 前 田 康 行   |
| 委 員   | 鈴 木 良 太   |
| 委 員   | 花 野 充 生 子 |
| 委 員   | 鈴 木 弥 奈 子 |
| 委 員   | 不 破 理 江   |
| 委 員   | 野々山 隆 幸   |

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

|        |           |
|--------|-----------|
| 市 長    | 桐ヶ谷 覚     |
| 総務部長   | 田 戸 秀 樹   |
| 総務部次長  | 三ッ森 篤 史   |
| 情報公開課長 | 矢 島 小 百 合 |

情報公開課 栗原達也  
副 主 幹  
情報公開課 大槻花子  
会計年度任用職員

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 0名

#### 配付資料

1. 令和3年度第1回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 逗子市情報公開運営審議会委員名簿（第16期）
3. 資料 逗子市の情報公開制度の特徴
4. 資料 令和2年度 情報公開制度の運用状況
5. 資料 令和2年度 会議の公開状況等調べ

午前10時00分開会

### 【委嘱状の交付】

(市長挨拶)

(市長退席)

○矢島情報公開課長 それでは、新たに任期が始まりましたので、改めて職員を紹介をさせていただきます。

総務部長の田戸でございます。

○田戸総務部長 部長の田戸と申します。よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 総務部次長の三ッ森でございます。

○三ッ森総務部次長 三ッ森です。よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 情報公開課長の矢島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

情報公開課副主幹の栗原です。

○栗原情報公開課副主幹 栗原です。よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 本日、審議会の庶務を担当します会計年度任用職員の大槻です。

○大槻情報公開課会計年度任用職員 よろしくよろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 申し訳ございませんが、部長、次長は所用がございますので、これにて退席させていただきます。

(部長、次長退席)

○矢島情報公開課長 それでは、改めまして、情報公開課の矢島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

着席して対応させていただきます。

当課につきましては、平成29年4月に情報政策課に統合されまして、情報政策課情報公開係として業務を行ってまいりましたが、今年4月に情報政策課情報政策係が経営企画部デジタル推進課に組織改編されまして、情報公開係は情報公開課として独立することとなりました。今までと同様、情報公開と個人情報保護に関する事務を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員の半数以上の御出席があります。全員御出席ですので、第1

回情報公開運営審議会を開催させていただきます。

会長が決定するまで、私が進行を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議ないということで、会長が決定するまで議事を進めさせていただきます。

こちらの席から失礼させていただきます。

傍聴の方はいらっしゃらないということですか。

それでは、まず、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○矢島情報公開課長 それでは、本日は、新しい任期が始まってから初めての会議となります。新たな委員さんもいらっしゃいますので、委員の皆様からも自己紹介をお願いいたします。

恐れ入りますが、稲葉委員から順にお願いいたします。

(各委員自己紹介)

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めたいと思います。

議題1の正副会長の互選についてを議題といたします。

運営審議会規則第2条第1項、こちら緑のハンドブック、お手元にあると思いますが、そちら39ページの規定により、正副会長の互選については委員の互選により定めることになっています。どなたか御推薦、自薦・他薦を問いませんので、どなたかお願いできますでしょうか。いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木（良）委員 ぜひ、会長には稲葉さんがよろしいかと思えます。

○矢島情報公開課長 稲葉委員を推薦するとの声がございます。

稲葉委員、いかがでしょうか。

○稲葉委員 それでは、御推薦を受けましたので、受けさせていただきます。

○矢島情報公開課長 皆様よろしいですか。

それでは、稲葉委員が会長に決まりました。よろしくお願いいたします。

会長が決まりましたので、この後の議事運営につきましては、会長にお願いいたします。

会長、お席の移動をお願いいたしますので、暫時休憩とさせていただきます。

(稲葉会長、会長席に移動)

○稲葉会長 それでは、議事を始めさせていただきます。

アクリル板があったり、マスクをしたりしておりますので、聞こえますでしょうか。

それでは、よろしくどうぞお願い申し上げます。

私、会長に御推薦いただきまして、ありがとうございます。3期目でございますので、つつがなく取り仕切らせていただきたいと思いますと考えております。

規則によりまして、副会長を決めなければなりません。どなたか御推薦なり、自薦・他薦でお務めいただける方はいらっしゃいますでしょうか。

特に御発言がございませんでしたら、私から指名させていただきますが、よろしゅうございますか。

それでは、名簿を拝見しますと、前田康行委員、逗子市の情報公開審査委員とか個人情報保護委員、いずれも務めておられまして、情報公開の關係に精通されていると拝察いたしますので、ぜひ前田康行委員にお受けいただきたいと思います。

いかがでしょうか、よろしくをお願いいたします。

○前田委員 私によければ、はい。

○稲葉会長 ありがとうございます。

前田委員にお受けいただきましたので、それでは、この2名で務めさせていただきます。よろしくどうぞ。

○矢島情報公開課長 よろしくお願ひします。

○稲葉会長 先ほども自己紹介をいたしましたので、私の御挨拶は省略させていただきます。何かございましたら、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の2、逗子市の情報公開制度の特徴についてを議題といたしたいと思ひます。

事務局から説明をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、逗子市の情報公開制度の特徴ということで、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、資料に基づきまして、簡単に

御説明させていただきます。再任の委員の方には再確認ということで、お時間をいただければと思います。

逗子市の情報公開制度は、平成3年にスタートし、今年で31年目という歴史のあるものです。逗子市の情報公開制度につきましては、昭和61年の情報公開制度検討懇話会から平成3年の条例施行に至るまで、市民、学者、職員が一体となってつくり上げた、市民参加による草分け的な制度です。国の行政機関の情報公開に関する法律は、こちら情報公開法と呼ばせていただいておりますが、平成13年に施行されましたが、地方公共団体が先駆的に情報公開制度を導入し情報公開を進めてきたこと、そして、地方分権の流れの中で、なるべく地方の事柄は地方に任せておくことが望ましいことから、法律によって地方公共団体の情報公開を一律に定めないこととしたため、それぞれにおいて定める情報公開条例の規定に基づき、各地方公共団体の情報公開制度は運用されています。

ですので、例えば、逗子市では誰でも情報公開請求ができるとされていますが、市民等に限定している市もあります。また、請求から開示までの期間も、逗子市では7日以内とされていますが、他市では14日以内など、それぞれ条例で定めた期間で異なります。

では、お配りしました資料を御覧ください。

まず、1、第1条の条例の目的は、市民の「知る権利」を制度的に保障して、「開かれた市政」の実現を図ることです。

こちら、グリーンのハンドブックの解釈運用基準にはもっと詳しく書いてありますが、市民は市の情報について、公開を求める権利が認められ、同時に、市にはその情報の原則公開を義務づけることにより、開かれた市政の実現を図るというものです。

2、第2条の基本原則になりますが、第1号から第5号までが規定されています。

1番目、第1号は、情報公開をするだけでなく、情報提供を推進していく。積極的に市から情報を出していくというものです。

2番目、第2号が公開の原則になります。公開することを原則として、非公開とすることができる情報は必要最小限にとどめなければならないということです。

3番目、第3号は、個人情報の保護です。原則公開といっても、個人情報は適切に保護しなければなりません。知る権利の裏側の権利としてプライバシーの保護がありますので、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をするということです。

4番目、第4号は、分かりやすく利用しやすい制度に努めるということです。どんなに制度がよくても、市民に分かりにくく、利用しにくい制度ではいけないということです。

5番目、第5号は、公正かつ迅速な救済の保障がされることです。逗子市は独自の救済機関として、独任制の情報公開審査委員3名が設置されています。これは、後ほど9で再度御説明させていただきます。

3の定義、第3条になりますが、条例において情報とは何か規定されています。情報とは、まず1つ目として「実施機関の職員が」、2つ目として「職務上作成し、又は取得した」、3つ目、「文書」、文書と書いてありますけれども、これには磁気テープ、フィルム、そういうものも含まれます、に記録され、4つ目「実施機関が現に保存又は保管しているもの」ということになります。例えば、保存期間を終了し、廃棄となった文書については含まれないということです。

それから、4、第4条になりますが、情報の公開を請求する権利が規定されています。どういう人がこの逗子市の条例に基づいて情報公開ができるのか。逗子市では逗子市民に限定せず、何人も請求できるとされています。未成年者、外国人も請求可能となっています。

5番目、情報の公開義務、まず、第5条になりますが、先ほども基本原則で出てきましたが、(1)、第1項ですが、原則公開が規定されています。

それから、(2)、第2項では、それでも個人情報を含むもの等、例外的に非公開とすることができる情報が定められています。

1つ目、第1号が個人に関する情報ですね。

それから、2つ目、第2号が法人情報、3つ目、第3号が、市が実施する事務または事務事業のうち、アが意思決定過程情報、こちらはハンドブックの76ページに詳しく書いてありますけれども、意思決定過程における情報であって、公開することにより公正または適正な意思決定を著しく妨げるものとなってお



ります。

それから、イ、市の機関等における協力関係維持情報ですが、市の機関、国等も含まれますが、それぞれの協議に関する情報など、公開することによって協力関係を著しく損なうものです。こちらはハンドブック79ページに細かく書かれております。

それから、ウ、事務・事業の実施に関する情報ですが、事務・事業の中には、その性質・目的から見て、執行前あるいは執行過程で情報を公開することによって、その目的を失ってしまったり、公正・円滑な執行を著しく妨げるものがあるので、非公開情報とするもので、こちらはハンドブック82ページに記載されております。

それから、エ、犯罪誘発情報、こちらはハンドブック85ページになりますが、例えば化学工場の図面、警備計画など、公開されることによって犯罪を誘発するおそれがあるものなどです。

それから、4つ目、第4項は法令秘情報、法令等で公開が禁じられているものです。ハンドブック87ページです。

それから、一番下の(3)は、第8条、存否に関する応答拒否の規定になりますが、これは平成26年度に改正され、規定されたものです。公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報のうち個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものを公開することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができるという規定です。

ちょっと難しいんですが、情報の内容によっては、情報が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が事実上公開される場合もあります。例えば、特定個人の法律相談申込書類が情報公開請求された場合、あるかないかを答えるだけで、その人が法律相談していることが分かってしまうというような例があります。ですので、このような場合には、当初の窓口対応の際にも十分な配慮が必要となっております。

次、裏ですね、2ページ目になりまして、6、第9条になりますが、公開請求の手段の方法として、原則は窓口請求となっております。窓口に来て請求書を書いていただくことになりますが、情報機器の進化により、その他の方法と

して、従来の郵便に加えまして、ファクス、インターネットでの請求もできることとしております。

インターネット請求につきましては、平成16年から始めていまして、現在要領で運用となっております。平成25年4月1日、市のホームページのリニューアルに伴いまして、インターネット請求が電子申請届出システムに移行しまして、請求には利用者のID取得が必要となっております。

それから、7の一定期間経過後の情報の公表、第6条の2ですが、これは平成18年に条例改正がされて追加となったものです。一旦非公開にしたもの、先ほどの非公開理由により非公開としたものについて、20年たったら一度見直しをしようというもので、見直しをして公表できるものであれば公表していく。個人情報該当部分についても、その時点でも公表できないようであれば、10年ごとに見直しをして、50年後まで公表の可否を見直すという規定です。(1)の第1項が個人情報該当部分、(2)の第2項が法人情報、行政運営情報、法令秘情報該当部分の対応となっております。

それから、8、第10条の公開するかどうかの決定になりますが、情報公開の請求日から起算して、7日以内に決定いたします。請求日から起算しますので、例えば月曜日に請求を受けますと、7日目というのは日曜日になってしまいますので、金曜日には決定をしなければならないため、実質5日以内になります。年末年始、ゴールデンウィークなどは、延長せざるを得ない状況になることもあります。延長の場合は文書通知を行わなければならないとされております。

それから、次に、9の情報公開審査委員、第15条になりますが、先ほどの基本原則でも触れましたが、逗子市では、非公開決定等に係る不服や相談等を直接受け付け、処理をする簡易迅速な独任制の救済機関として、現在3名の情報公開審査委員がおります。現在は、皆さん弁護士の方で、個人情報保護委員も兼ねていただいております。前田委員もそのお一人でいらっしゃいます。

情報公開請求に対して非公開等の決定が出て、その決定に対して不服がある場合、一般的な制度としましては、行政不服審査法による審査請求という制度があります。また、行政事件訴訟法による訴え、取消訴訟になりますが、こちらは裁判所が判断することになります。裁判となった場合、時間がかかり、迅速な救済とはなりません。

逗子市では、不服に対し、公正かつ迅速な救済をする第三者機関の設置につきまして、制度が始まる前の検討会等において強く求められた経緯がありまして、こちらは他市にない独自の情報公開審査委員という救済機関が設けられております。迅速な救済保障のために、申出者との面談、関係機関からの事情聴取、処理結果、勧告、意見表明、不服申出者に対する処理結果通知も担当委員が行っており、不服申入れから30日以内に結論を出しています。

独任制ということですが、勧告の必要がないと判断した場合や重要案件の場合は3人で合議することができるかとされております。また、非公開とされた情報そのものを見て判断ができるなど調査権があること、不存在の場合、必要と認めるときは、新たな文書作成等の意見を述べるができること、また、情報公開や公表等に関する苦情・相談に応じて、実施機関に対して助言することなどの特徴があります。

次に、10の情報公開運営審議会、第16条になりますが、こちらは当審議会について規定されたものです。市長の附属機関として条例で設置されています。皆さんの身分は非常勤の特別職となります。

それでは、ハンドブック137ページをお開きください。

こちらは順に読ませていただきます。第1項ですが、「この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、逗子市情報公開運営審議会を置く。」と規定されております。

第2項は、「審議会は、この条例による情報公開制度の改善その他重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。」ということで、情報公開制度の運営・改善等に関し、実施機関の諮問に応じ答申、また、自ら調査審議し、意見を建議する権限を持っています。

第3項、「審議会は委員7名以内をもって組織する。」とされています。現在、委員は7名です。

第4項、「審議会の委員は市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。」ということで、平成27年度から学識が1名増え、市民委員が5名、学識委員が2名ということで、現在7名の方が委嘱されております。

第5項、「審議会の委員は審査委員を兼ねることができる。」ということで、審査委員が1名、前田委員ですね、学識経験者として兼ねております。

第6項、「委員の任期は2年とし、その再任を妨げない。」ということで、今回は3期目の方が2名、2期目の方が2名、1期目の方が3名ということになっております。

第7項は、その他必要なことは市長が別に定めるとされていますが、この審議会に関しては、ハンドブック39ページになりますが、逗子市情報公開運営審議会規則を定めています。会長、副会長の互選や、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないなどが定められています。合議体であることもそちらで規定されております。

それから、資料に戻りまして、11の情報の管理等ということで、第18条になりますが、情報公開制度の実効性を担保するためにも不可欠なものです。情報を適正に管理すること、そして、文書目録の作成、閲覧を義務づけております。現在は、文書管理システムが導入されておりますので、そちらからデータを加工し、閲覧ができるようになっております。

3、第3項の一定期間経過後の非公開情報につきましては、先ほど7で御説明させていただきました第6条の2に関し、情報の原本の保存を義務づけるものです。

次に、12の会議の公開、第20条になりますが、まず、審議会等の会議は公開です。ただし書で非公開が示されていますが、原則公開となっております。また、庁内会議等も公開に努めるものとされています。

まず、会議の事前公表の徹底ということで、広報紙はもちろん、各所管でのホームページへの掲載、また、イベントカレンダーへのリンクづけに漏れがないかを確認するよう、情報公開課からも定期的に連絡をしています。

次に、ハンドブック148ページとなりますが、運用の中で、傍聴者の範囲、傍聴者名簿等の記載について規定しております。傍聴者名簿等の記載を求めることは、傍聴者の氏名や住所など個人情報を収集することになりますので、逗子市個人情報保護条例第8条第1項で規定される範囲を超えて記載を求めることはできません。

また、会議録の作成については、会議録の作成に関する指針、ハンドブック163ページを定めております。

最後に、情報公開請求の流れについてですが、情報公開請求書が第1号様式

で、ハンドブック16ページになります。それを受けまして、7日以内に決定をしなければなりません。延長につきましては、延長の場合には第2号様式で通知をします。全部公開の場合は第3号様式、18ページですね。一部公開の場合は第4号様式、19ページ、それから、非公開の場合には第5号様式、それから、情報不存在の場合には第6号様式、情報存否応答拒否の場合には第7号様式が通知書となります。第4号様式から第7号様式には、「なお、この処分に対しては、逗子市情報公開条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起ができます。」と教示しております。ハンドブック20ページの※印のところですね、それが第4号様式から第7号様式の裏面に記載しております。

先ほど御説明しました逗子市情報公開審査委員に対しての不服の申出が1、行政不服審査法に基づく審査請求が2、行政事件訴訟法による訴えが3となります。

それから、ハンドブック168ページから169ページ、フローチャートになりますけれども、情報公開請求から公開の流れにつきましては168ページ、救済の手続の流れにつきましては169ページに掲載されております。

雑駁ではございますが、逗子市の情報公開制度の特徴ということで、私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○**稲葉会長** ありがとうございます。

非常に丁寧に御説明いただき、ありがとうございます。

どなたか御質問のある方は、どうぞお伺いいたします。

よろしゅうございますか。特に御質問がなければ、次の議題に移らせていただきます。

では、議題の3番でございますが、事務局より説明をお願いいたします。

○**矢島情報公開課長** それでは、令和2年度情報公開制度の運用状況ということで、事前にお配りしました資料を御覧ください。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの運用状況について御説明させていただきます。

こちらは、条例第21条の規定により公表されています。昨年度の第2回審議会において、令和2年度の上半期分、9月末までの状況はお話をさせていただ

きましたが、新任の委員さんもいらっしゃいますので、全体を御説明させていただきたいと思います。

まず、1の公開請求件数と決定件数ですが、一番下の合計欄を御覧ください。

①の全部公開が36件、②の一部公開が8件、③の非公開が1件、④の却下はゼロ件、⑤の不存在が7件、うち会議録などで、その時点では未作成または作成中のもので不存在のものが5件、それ以外の不存在は3件です。こちら7件ですが、37番の請求が2つの理由に分かれております。それから、⑥の存否応答拒否がゼロ件、⑧の取下げがゼロ件、⑨の延長が3件です。

請求件数の合計は49件ですが、①ら⑧まで、①の全部公開から⑧の取下げまでを合計しますと、52件になります。これは、こちらの下にも書いてあるんですが、1件の請求に対して複数の決定がなされる場合があるため、請求件数の合計と決定件数の合計が一致しないものです。

それから、⑪のインターネット請求につきましては、こちらは内数になりますけれども、28件でした。請求件数に対する比率は57.1%となっております。

それから、⑫の口頭請求が7件ありますが、こちらは、一度公開請求があつて、公開決定をした情報につきましては、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求につきましては口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるというものです。こちらは条例第9条に規定されております。この口頭請求の内訳につきましては、12ページに内容が記載されています。後ほど簡単に御説明させていただきます。

ちなみに、令和元年度の請求件数の合計は149件、口頭請求は114件でしたので、口頭請求も含めた請求件数は令和2年度は56件で、令和元年度の263件に比べ大幅に下回りました。こちら、主な理由としては、令和2年7月に総合的病院誘致計画を断念したことにより、そちらの関係の請求が減ったこと、また、令和元年度の口頭請求が例年に比べ大量にあったなどです。また、コロナ感染症対策による業務縮小による影響もあると思っております。

それから、2番目の公開請求の所管別内訳につきましては、経営企画部が11件、総務部が8件、次の2ページに移りまして、市民協働部が5件、福祉部が9件、環境都市部が11件、会計課がゼロ件、消防が1件、議会が1件、教育委員会が3件、選挙管理委員会がゼロ件、監査委員がゼロ件となっております。

うち、一番多い課は、1 ページ目の経営企画部の基地対策課 9 件となっております。それぞれ内容につきましては、3 ページから 9 ページに記載されております。後ほど、また簡単に御説明させていただきます。

3 の行政不服審査法に基づく審査請求、2 ページ目ですね、審査請求はありませんでした。

それから、4 の条例に基づく不服の申出等につきましてもありませんでした。

それから、5 の同一人による請求件数ということで、上から順に読ませていただきますが、22 件請求した人が 1 人、3 件請求した人が 1 人、2 件請求した人が 3 人、1 件請求した人が 18 人で、実請求者は 23 人となっております。

6 のインターネット請求者の割合は、実請求者数 23 人に対して 5 人の 22% となっております。

それでは、3 ページ以降になりますが、公開請求の内容、諾否決定内容等につきまして、決定内容が全部公開となったものを除きまして御説明させていただきます。

まず、3 ページの基地対策課の 9 番、こちらはネット請求となりますが、「池子住宅地区及び海軍補助施設に関する面談記録等」の請求で、不存在決定となっております。不存在の理由は作成中であるためですが、こちらにつきましては、同じページの 24 番で、再請求によりまして全部公開決定がなされています。

それから、同じく基地対策課の 19 番、こちらはネット請求ですが、「8 月 3 日 AM、市長と南関東防衛局次長との面談記録」の請求で、不存在決定となっております。不存在の理由は作成中であるためですが、こちらにつきましては、21 番で再請求により全部公開決定がなされています。

それから、同じく基地対策課、37 番、ネット請求ですが、「池子住宅地区及び海軍補助施設に関する面談記録等」の請求で、1 が「南関東防衛局との交渉記録等」、2 が「池子接收地返還促進市民協議会会議等」ですが、どちらも不存在決定となっておりますが、1 の不存在の理由は作成中であるためですが、2 は対象期間中に会議が開催されていなかったためとなっております。1 につきましては、次のページの 38 番で、再請求により全部公開決定がなされています。

次に、4 ページの職員課の 30 番ですが、窓口請求で、「平成 30 年 4 月 6 日以

降の議員報酬の債権差押えを通知する文書」についてで、一部公開決定がなされています。こちらは個人に関する情報が非公開となっております。

次の5ページになりますが、情報政策課、29番ですが、ネット請求で、「情報政策課の文書管理簿」ということで、一部公開決定がなされ、個人に関する情報が非公開となっております。

それから、次の6ページになります。高齢介護課、22番、窓口請求で、請求件名につきましては長いので省略させていただきますが、延長決定後に一部公開決定で、個人に関する情報、協力関係維持情報、事務事業の実施に関する情報が非公開となっております。

同じく43番、窓口請求で、こちらも請求件名は省略させていただきますが、一部公開決定で、個人に関する情報が非公開となっております。

同じく6ページ、国保健康課、16番、こちらはネット請求ですが、「総合的病院誘致に関する以下の文書」ということで、全部公開と不存在決定がなされています。7月7日の面談記録以外は、作成中との理由で不存在決定です。これにつきましては、23番で再請求されまして、全部公開決定となっております。

同じく国保健康課の20番、ネット請求ですが、「8月3日PM、市長と逗葉医師会長との面談記録」につきましては、作成中との理由で不存在決定がなされ、17番と同じく、23番の再請求により全部公開決定となっております。

次に、7ページに移りまして、都市整備課、4番につきましては、ネット請求、請求件名は長いので省略させていただきますが、全部公開と不存在決定に分かれています。不存在決定の理由としましては、調査報告書に送付状等はなく、供覧等の事実がないとされています。こちらにつきましては、事前に所管課への確認はなく、ネット請求であったため、当課で所管課に確認したところ、全部公開となった調査報告書は神奈川県ホームページから情報を入手しており、送付状等もなく供覧の事実がないとの回答であったため、その事実をメールにて請求者に御連絡しましたが、情報公開請求の対応を御希望でしたので、受理をしたものです。

同じく、都市整備課、5番につきましては、ネット請求で、請求件名は長いので省略させていただきますが、延長決定後に一部公開決定がされています。非公開部分は個人に関する情報となります。



次に、8ページになりますが、都市整備課、25番については、窓口請求となっております。請求件名は省略とさせていただきますが、こちらは一部公開決定で、個人に関する情報が非公開となっております。

次に、消防予防課、3番は窓口請求、請求件名につきましては省略させていただきますが、平成30年度分が不存在決定で、令和元年度分は非公開決定となっております。不存在の理由としては、告発した事実がないため、令和元年度分の非公開決定は、事務事業の実施に関する情報として、全部非公開となっております。

次に、議会事務局、18番は窓口請求、請求件名は省略させていただきますが、一部公開決定で、個人に関する情報が非公開となっております。

次に、9ページになりますが、48番は郵送請求、請求件名は省略させていただきますが、一部公開決定で、個人に関する情報が非公開となっております。

以上、令和2年度の情報公開請求と決定内容について、全部公開を除き御説明させていただきましたが、第5条第2項の非公開とすることができる情報につきましては、個人に関する情報、第1号関係につきましてはハンドブック61ページから67ページ、市の事務事業に関する情報について、第3号は75ページから86ページに具体的に記載されております。

続きまして、10ページは、令和2年度情報公開運営審議会の開催状況ということで、昨年度の当審議会の開催状況でございます。第1回は書面会議で実施させていただきました。

11ページは、情報提供の内訳となりますが、市政情報広場で対応したものの件数です。6件で、内容は記載のとおりとなります。

それから、12ページは、1ページで御説明しました口頭請求7件の内訳となります。先ほど御説明させていただきましたとおり、これは条例第9条の規定に基づくもので、一度公開請求があつて公開決定した情報については、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求につきましては口頭請求ということで、その場で情報が見られるというものです。

それから、令和2年度会議の事前公表の内訳になりますが、13ページの細かいものが、本日配付しています令和2年度会議の公開状況等調べとなります。この調べのうちのホームページの事前公表の回数の内訳が載っております。13

ページから14ページは、合計が載っております。後ほど、A4の横の表に基づき御説明させていただきます。

15ページに戻りまして、御説明します。

令和2年度中の市政情報広場の利用状況等になります。

市政情報広場は、市民への行政情報の総合窓口として設置されましたが、その後、庁舎案内も兼ねることになりまして、総合案内として対応しておりますが、3の総合案内につきましては、次の16ページに内訳がありますが、かなりの件数となっております。

令和2年度は、コロナ禍にありまして、総合案内も減るものと思われたのですが、マイナンバーカードの申請や、更新手続き場所の案内、プレミアム付商品券、特別給付金など、逆に窓口でのお問合せが増えた状況がありました。以前は、パスポート申請の案内や、他市町村へ行かれるバス案内やハイキングコースの問合せなどがありましたけれども、令和2年度は、そちらのほうは少なかったんですが、例年のない窓口対応が増えたため、件数は減っていません。こちらは情報公開課の職員が対応した件数となっております。主に会計年度任用職員が対応しております。

それから、17ページですが、市政情報広場がありますので、こちらで有償刊行物を頒布しております。令和2年度は令和元年度に比べ、収入は少し増えております。

それでは、先ほど、本日お配りしましたA4横の令和2年度会議の公開状況等調べ、A4の横に基づいて説明させていただきます。

こちらは、当課から各課に年度末に照会をかけまして、令和2年度の会議の公開状況等を取りまとめたものです。会議の公開率、ホームページの事前公表率が色付で示されているんですが、文字が小さくて見づらい部分があり、申し訳ありません。

情報公開条例第20条で会議の公開が規定されておりまして、運用で会議の事前公表に努めるものとされています。

会議の事前公表につきましては、ハンドブック148ページの3、運用(3)に書かれております。重要な施策に関する事項については、会議が開かれる予定であっても、その開催について、当日のホームページの掲載では、市民等が

傍聴希望であっても傍聴ができないなど、適時適切な方法で情報が提供されていないと、市民の知る権利や市政への参加の機会を失うことにもつながります。

会議の事前公表等につきましては、過去にも各課へ通知をしまして、徹底を図ってきたところですが、当課では毎週金曜日に、3週間後まで開催予定の会議につきまして、ホームページ該当ページの更新やホームページのイベントカレンダーへのリンクづけに漏れがないか確認するよう、内部の情報システムにおきまして注意喚起の通知を行いまして、電話にて会議予約の状況とイベントカレンダーのチェックを行っております。平成27年度末までは、当日電話確認を行いまして、当日のホームページ掲載も事前公表としてカウントしてきたのですが、平成28年1月からは会議の1週間前に確認することとして、1週間前までにホームページにアップされていない場合には、事前公表回数にカウントしていません。ですので、平成28年度から、会議のホームページの事前公表率は、従前より厳しいカウント対応となっております。

ただし、令和元年度、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議となった会議がありまして、事前でなくても書面開催の旨掲載されていれば、公表回数にカウントしているため、少し公表率が上がっている部分がありまして、甘くなっている部分もありますが、ホームページの事前公表率につきましては、見ていただいたとおり、100%とはなっていませんので、引き続き周知、確認等を情報公開課でもしていきたいと思っております。

事前公表率が低くても傍聴数が多い会議もありますので、そちらは関心の高い会議であることが感じられます。

運用状況の報告は以上でございます。ありがとうございます。

○稲葉会長 ありがとうございます。

ただいまの報告があったものについて、いろいろ御質問とか御意見などございましたら、皆さんどうぞ挙手をして、お願いいたします。何か御質問なりございませんでしょうか。疑問点とか何かあればどうぞ。

では、特に御意見などございませんか。よろしいですか。

それでは、次の議題、第4の議題、その他の議題に移ります。

事務局より説明をお願いします。

○矢島情報公開課長 次回の会議予定以外に、1点だけ御報告させていただきます。

情報公開制度と相互補完関係にあります個人情報保護制度について、国の個人情報保護制度の統一化によりまして、今後、本市の個人情報保護制度が変わります。そちらの検討によりまして、情報公開制度について改正の必要がある場合は、当審議会で御審議いただくことになると思います。個人情報保護制度についての国のガイドライン等がこれから示される予定ですが、今後御審議いただく可能性もありますので、御報告させていただきます。

7月8日にオンライン説明会があったのですが、暫定資料ですので、まだこれから示されてくる部分もございますので、そちらに基づいて個人情報保護制度を検討しながら、その中で情報公開制度について、変更、改正の必要があるというような場合につきましては、情報公開運営審議会に諮らせていただくということになります。今年度中にはないのではないかとはいっているんですが、任期が2年ですので、来年度あるかもしれませんので、御報告させていただきます。

以上です。あとは日程調整になります。

○稲葉会長 ありがとうございます。

そのほかに、今後の予定などについて、事務局から御説明いただけますか。

○矢島情報公開課長 次回の審議会の開催は、来年の1月か2月を予定しております。感染症の関係や会議室の状況もありますので、近くなりましたら、日程調整をさせていただければと思っております。

○稲葉会長 何か予定などについて、御意見とか御質問があればどうぞ。

特にございませんでしたら、それでは、本日の予定の議題を含めて終了したことになりますが、前田副会長、何かございますでしょうか。

○前田副会長 すみません、その他のところで、ちょっと1点だけ質問していいですか。

○稲葉会長 どうぞ。

○前田副会長 すみません、突然の質問なんです。

この審議会で、過去どんな議題があつて、それに対して、どういう意見であつたり答申をして、情報公開に関する運用が変わった点とか改善された点とい

うのが、もし今お分かりの点であることがあれば、教えていただければと思ひまして。

○矢島情報公開課長 諮問一覧等の資料につきましては、再任の方は恐らくお持ちなんですが、新任の方にはお配りしていなかったもので、お配りできればと思ひますので。

○前田副会長 すみません、突然の質問で。

○矢島情報公開課長 過去、諮問答申は8件ありました。それで、諮問理由と答申内容につきましては、まとめたものがありますので、今のほうがよろしいですか。

○前田副会長 全然お任せします。すみません、突然の質問だった。

○矢島情報公開課長 よろしいですか。新任の委員さんにはメールでお送りするというような形で、再任の方も、繰り返しになりますけれども、お送りさせていただくという形でよろしいでしょうか。

それと、一応一覧表でお配りしますが、そのときの諮問答申そのものもありますので、もし必要であれば、次回の会議までに郵送でお送りさせていただくような形でよろしいですかね。

あと、意見を出していただいたのが、過去7件ございます。最近では、広報に関しての御意見ということで、意見書を出された経緯があります。そちらについてもまとめた表がありますので、そちらも御提供させていただければと思ひます。

ちょっと余計なことが書いてしまっているもので、後できれいにして、また資料を、すみません、御用意しないで申し訳ありません。すぐ用意できますので。

○稲葉会長 ということでございます。

○前田副会長 ありがとうございます。

○稲葉会長 よろしゅうございますか。

○矢島情報公開課長 はい、ありがとうございます。

○稲葉会長 ほかに皆さん、御質問なり何かございましたらどうぞ。

他に御意見など、何かございませんか。こんなことが聞いてみたいとか、何かありましたらどうぞ。

特に何もございませんでしたら、本日の予定の議題は全て終了いたしました

ので、これでお開きにしたいと思いますが、御質問よろしゅうございますね、本当に。

○矢島情報公開課長 急ぎ足でやってしまいましたので、もし新任の方で、分かりにくかったとか、そういうことがありましたら、ぜひ御連絡いただければ、こちらのほうでもお答えしますので、よろしくお願いします。

○稲葉会長 ということだそうでございます。よろしくどうぞ。

本日は長時間、皆さんお忙しいところ、ありがとうございました。

事務局より説明ありましたように、この次は来年、今年度ですけれども来年になりますので、よろしくどうぞ、その節は全員御参加ください。

ありがとうございました。

午前11時10分閉会